

## 令和2年第1回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

令和2年3月27日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第6号 本巢市行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第3 議案第7号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第8号 本巢市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第9号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第10号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第11号 本巢市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第12号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第13号 本巢市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第14号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第15号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第16号 本巢市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第17号 公共下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第14 議案第22号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第15 議案第25号 令和2年度本巢市一般会計予算について
- 日程第16 議案第26号 令和2年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第27号 令和2年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第18 議案第28号 令和2年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第29号 令和2年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第30号 令和2年度本巢市水道事業会計予算について
- 日程第21 議案第31号 令和2年度本巢市下水道事業会計予算について
- 日程第22 報告第2号 専決処分の報告について（集水柵の接触事故に係る損害賠償）
- 日程第23 議案第32号 本巢市副市長の選任について
- 日程第24 議案第33号 本巢市固定資産評価員の選任について
- 日程第25 議案第34号 指定管理者の指定について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	早川謙
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	洞口博行
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	原誠
林政部長	古沢弘康	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者	加藤健二

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	鷺見誠	議会書記	大久保守康
議会書記	山本憲	議会書記	松井俊英

---

## 開議の宣告

### ○議長（鰐本規之君）

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

---

## 日程第1 諸般の報告

### ○議長（鰐本規之君）

日程第1、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

初めに、予算決算委員会の報告を道下委員長に求めます。

委員長 道下和茂君。

### ○予算決算委員会委員長（道下和茂君）

皆様方、改めましておはようございます。

それでは、予算決算委員長報告をいたします。

去る3月11日の本会議において当委員会に付託されました議案は、議案第25号から議案第31号までの、令和2年度予算7件であります。

付託同日、本会議散会後に本庁舎3階全員協議会室において当委員会を開き、執行部から付託案件の補足説明を受けた後、分科会を設置して、各分科会に付託議案を割り振りして審査することにいたしました。

その後、分科会は3月18日に文教福祉分科会、19日に産業建設分科会、23日に総務企画分科会を開催して審査を行い、24日午前9時より、本庁舎3階全員協議会室において、藤原市長、早川副市長、教育長のほか、関係職員の出席を求め、各分科会長から審査経過の報告を受けた後、委員全員で付託案件の審査を行いました。

以上、予算決算委員会の報告といたします。

### ○議長（鰐本規之君）

続きまして、文教福祉委員会の報告を若原委員長に求めます。

若原敏郎君。

### ○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

文教福祉委員会から報告をいたします。

3月18日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、議案説明のため藤原市長、早川副市長、川治教育長、各所管部局長のほか関係職員の出席を求め、付託案件4件の審査を行いました。

初めに、市民環境部関係の付託案件である議案第12号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例について、議案第13号 本巢市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、健康福祉部関係の付託案件である議案第14号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第15号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上で、文教福祉委員会からの報告といたします。

**○議長（鰐本規之君）**

続きまして、産業建設委員会の報告を大西委員長に求めます。

大西議員。

**○産業建設委員会委員長（大西徳三郎君）**

3月19日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、藤原市長、早川副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件4件の審査を行いました。

審査協議の前に現地視察として、樽見鉄道株式会社高架橋建設工事現場及び市道路線の認定の視察を行いました。

視察を終えた後、会議を再開し、初めに、産業建設部及び民生部関係付託案件である議案第16号 本巢市市営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第22号 市道路線の認定及び廃止についての審査を行いました。

次に、上下水道部関係の付託案件である議案第17号 公共下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例についての協議を行いました。

以上で、産業建設委員会の報告といたします。

**○議長（鰐本規之君）**

続いて、総務企画委員会の報告を村瀬委員長に求めます。

村瀬議員。

**○総務企画委員会委員長（村瀬明義君）**

では、報告をさせていただきます。

3月23日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、議案説明のため藤原市長、早川副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、企画部関係の付託案件である議案第6号 本巢市行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第7号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第8号 本巢市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、議案第9号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第10号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条

例について、議案第11号 本巢市基金条例の一部を改正する条例についての6件について審査を行いました。

以上、総務企画委員会からの報告といたします。

**○議長（鰐本規之君）**

以上で、諸般の報告を終わります。

---

**日程第2 議案第6号から日程第7 議案第11号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）**

**○議長（鰐本規之君）**

日程第2、議案第6号から日程第7、議案第11号までを一括議題といたします。

議案第6号から議案第11号までについては、総務企画委員会に付託してありましたので、村瀬委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

村瀬委員長。

**○総務企画委員会委員長（村瀬明義君）**

では、報告させていただきます。

議案第6号 本巢市行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

執行部からの補足説明を受け、質疑を行いました。

委員から、令和2年度より子ども大切課から幼児教育課となるが、事務所の位置はどのようになるのか、また留守家庭教室の所管はどこになるのかとの質問に、幼児教育課については、現在の子ども大切課の位置とします。また、留守家庭教室の所管は、幼児教育課となりますとの回答がありました。

採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

以上、報告をします。

続きまして、議案第7号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部から補足説明を受け、質疑を行いました。

委員から、幼稚園長を任期付職員としたことによる定員の増の概要はとの質問に、任期付職員については、定員とすることが必要であるので、定員を増とした。定数については、上限を決めているとの回答がありました。

採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

以上、御報告をします。

続きまして、議案第8号 本巢市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明を受け、審査に入りましたが、委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告をします。

続きまして、議案第9号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明を受け、審査に入りましたが、委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

議案第10号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

執行部からの補足説明を受け、質疑を行いました。

委員から、一定の金額以内における改正で、なぜ以内とするのかとの質問に、従事時間の相違などがあり、応分の報酬とするため、限度額以内としている。今年度までは同額としているとの回答がありました。

採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

続いて、議案第11号 本巣市基金条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をします。

執行部からの補足説明を受け、質疑を行いました。

委員から、根尾川花火大会基金の積算基準と基準の財源充当に係る考えはとの質問に、寄附額から必要経費等を引いた残額を、積算基準として、2分の1としている。基金の財源充当については、目的の達成のため必要とする金額を繰り入れていくとの回答がありました。

採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告をします。終わります。

**○議長（鰐本規之君）**

暫時休憩願います。

午前9時39分 休憩

---

午前9時45分 再開

**○議長（鰐本規之君）**

それでは、再開をいたします。

議案第6号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務企画委員長は、自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第7号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第8号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

議案第8号につきましては、サービスの宣誓に関する条例の改正ということでございますが、よく分からないのは、要は説明のものを読みますと、正職員とそのほかの者ではサービス宣誓について異なるものにするということですね、そのように改正するということではございますが、サービス宣誓ということは、公務員としてのあるべき姿とかそういうことだと思んですが、それが正職員とその他と分けるということについて少し、ちょっと説明を聞いても分かりませんので、御説明を願いたいんですが。

○議長（鰐本規之君）

村瀬委員長。

○総務企画委員会委員長（村瀬明義君）

そういう詳しいことは、執行部にちょっとお答えをお願いしたいと思います。

一応再度の任用を行う場合は、さきの任用時に行った宣誓をもって行うことになるというような御説明もあったんですけども、それ以外のことは執行部のほうへお願いをいたします。

○議長（鰐本規之君）

了解いたします。担当職員の説明を求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

この会計年度任用職員のサービスの宣誓につきましては、まず通常ですと、職員が任命権者、会計年度任用職員の場合ですと市長になりますが、市長の面前でサービスの宣誓を行うということですが、この会計年度任用職員については面前でいうことではなく、事前に提出をいただいた書面に署名をしたものをもって、その提出で足りるという形をまず想定をしているということと、それからもう一つは、この会計年度任用職員、会計年度ごとに任用するということですので、例えば再度任用をした、翌年度も任用した場合も、また同じことを繰り返すのかということがございまして、そうしたことから会計年度任用職員については、さきに任用したときのもので、それをもってサービスの宣誓をしたということにみなすということで、こういった一般職と会計年度任用職員というものに差を設けたということがございますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（鰐本規之君）

9番 黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

説明をいただいたんですが、サービスの宣誓の内容、意義とかそういうものについては、何ら会計年度任用職員においても正職員についても、全く同じであるという確認をしたいわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、村瀬議員。

○総務企画委員会委員長（村瀬明義君）

そういうお話は出ておりませんので、執行部のほうお願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、担当部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）



このサービスの宣誓の内容につきましては、同様のものがございます。

○議長（鐔本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第9号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第10号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第11号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 道下議員。

○11番（道下和茂君）

この条例なんですけど、さきに補正予算を認めておりますが、本来であれば、条例を制定して予算を置くというのが筋道かと思うんですが、今回なぜこういうふうになったのかお聞きしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

村瀬委員長。

○総務企画委員会委員長（村瀬明義君）

そういう質問は出なかったので、事務局のほう御回答をお願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、担当部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

地方自治法の規定の中に、予算の執行を伴う条例等の改正をする場合には、まずは的確な予算措置を講じてからではなくてはならないという規定がございます。そうしたことから、同一会期中のものであれば、予算を先にお認めをいただいても、また後ほど条例のほうを可決いただくというようなことで、いずれにいたしましても予算の執行は、条例のお認めをいただいた後でなければ予算の執行ができないということがございますので、今回も同一会期中に案件を上げさせていただいたということがございます。今回、補正予算というのが日にち、会期の議会の運営上、先に議決を頂いたということがございますけれども、通常でございますと、同一会期中に同じ予算と条例というものをセットものに上げるという形が一般的なルールだという認識の中で、今回、同一会期中に上げさせていただきましたということがございます。

[挙手する者あり]

○議長（鰐本規之君）

11番 道下議員。

○11番（道下和茂君）

確かに地方自治法にはそういう規定がありますが、予算措置のできるものでなければ上げてはならないというふうに私は解釈しておるんですけど、だから予算が認めていただければ条例を上げることができないという自治法ではないと思うんです。予算措置ができるものを上げなさいということであれば、前提がそういうことですので、やはり同一会期中であるんならなおさらのこと、この補正については最終日でもこの条例を決めてからでもよかったのかなあという気がいたします。暗に議会で承認されるだろうというような考えで上げてしまうと、これは議会軽視にもなってきますし、そこら辺のところを今後十分注意して、留意しながらやっていただきたいなど、そんなふうに思います。

○議長（鰐本規之君）

お願いでいいですか。

○11番（道下和茂君）

いいですよ。

○議長（鰐本規之君）

要望ということでよろしいですか。

○11番（道下和茂君）

だから、今後そういうことを十分注意してやっていただければ結構ですよ。

○議長（鰐本規之君）

だから、要望でいいんやね。要望だと、答弁要らんからね。

○11番（道下和茂君）

答えてもらってもいいけど。

○議長（鰐本規之君）

そんなら振るか。これはっきりしてもらわんと、段取りせなあかん。

○11番（道下和茂君）

そんなら、お聞きします。

○議長（鰐本規之君）

分かりました。

村瀬委員長、答弁をお願いいたします。

○総務企画委員会委員長（村瀬明義君）

事務局のほうでお願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、担当部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

今回のこのようなケースは、もう少し議員の皆様方に事前にきちっと御説明を申し上げるべきであつたらうというふうに反省をしております。以後、こういったことにつきましては慎重に議員の皆さん方に御説明をした後に、御審議をいただくという形で努めてまいりたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時12分 再開

○議長（鐔本規之君）

再開をいたします。

日程第8 議案第12号から日程第11 議案第15号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第8、議案第12号から日程第11、議案第15号までを一括議題といたします。

議案第12号から議案第15号までについては、文教福祉委員会に付託してありましたので、若原委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

御報告いたします。

議案第12号 本巣市印鑑条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、御報告いたします。

続いて、議案第13号 本巢市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について御報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、根尾診療所の歯科医療の診察状況はとの質疑に、週3日で月、水、木曜日に診察を行っていますとの回答がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、御報告いたします。

続いて、議案第14号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について御報告します。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、御報告いたします。

続きまして、議案第15号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、保育料無償化による副食費の保護者負担の考えは、また子育て世代への援助のため、無償として差別化を図ってはとの質疑に、副食費は3,350円であり、子育て支援法による1号認定及び3号認定の保護者には支払っていただいています。ただし、1号認定の中において、低所得者への減免を実施していますとの回答がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、御報告といたします。以上です。

#### ○議長（鐔本規之君）

議案第12号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員長は自席へお戻りください。御苦労さまでした。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第13号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第14号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第15号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第12 議案第16号から日程第14 議案第22号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

### ○議長（鐔本規之君）

日程第12、議案第16号から日程第14、議案第22号までを一括議題といたします。

議案第16号、議案第17号及び議案第22号については、産業建設委員会に付託してありましたので、大西委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

委員長 大西徳三郎君。

### ○産業建設委員会委員長（大西徳三郎君）

それでは、報告を申し上げます。

付託案件、議案第16号 本巢市市営住宅条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部から補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、一つ、不正に入居したものは具体的にどのような場合か、また利率の改正とは何%かとの質疑に、執行部から、替え玉による入居や、転貸し等が不正に入居したものであります。また、利率は5%から3%になりますとの答弁がありました。

一つ、不正入居の事例はあるのかとの質疑に、執行部から、現在まで不正入居の事例はないとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号 市道路線の認定及び廃止について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部から補足説明はなく、質疑が行われました。

委員から、既に側溝等が破損している状況が見受けられるので、その対応はどの質疑に、執行部から、瑕疵担保期間中であるので、交換修繕するように指導していくとの答弁がありました。

一つ、行き止まりの道路については、道路の利便性や公共性を考慮すると検討すべきではないかとの質疑に、執行部から、岐阜県の開発基準により認定等を行っているが、今後、市としても十分検討していくとの答弁がありました。

一つ、市道本巢3118号の橋梁廃止についての具体的な内容はどの質疑に、執行部から、本巢市日当地域にある撤去済み橋梁であるとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩を願います。

午前10時24分 休憩

---

午前10時24分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

○産業建設委員会委員長（大西徳三郎君）

大変失礼をいたしました。

付託案件、議案第17号 公共下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部から補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、企業会計にすることによるメリットはどの質疑に、執行部から、財務諸表の作成により資産の価値などが明確となり、今後の経営戦略に資するとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を申し上げます。大変失礼をいたしました。

○議長（鰐本規之君）

議案第16号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

産業建設委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定しました。



議案第17号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第22号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩といたします。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（鏑本規之君）

再開をいたします。

## 日程第15 議案第25号から日程第21 議案第31号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

### ○議長（鐔本規之君）

日程第15、議案第25号 令和2年度本巢市一般会計予算についてから日程第21、議案第31号までを一括議題といたします。

議案第25号から議案第31号までについては、予算決算委員会に付託してありましたので、道下委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

委員長 道下和茂君。

### ○予算決算委員会委員長（道下和茂君）

それでは、予算決算委員長報告をいたします。

議案第25号から議案第31号までについて、審査の経過と結果について報告をいたします。

各議案は、各分科会において審査した後、24日開催の委員会において、質疑と委員間の意見交換を行いました。その内容について御報告をいたします。

まず最初に、議案第25号 令和2年度本巢市一般会計予算についてでございます。

まず議案に対する質疑の内容で、文教福祉分科会関係では、敬老会の在り方、産後ケアの実績、留守家庭教室の状況、青少年派遣事業、情報機器整備事業、高齢者の運転免許返納事業、埋蔵文化財活用事業、ウォーキング・ランニングのまちづくり事業、給食センター業務についてなどの質疑がありました。

続いて、総務企画分科会では、市税の状況、ふるさと納税促進事業、土地の評価額、公用車の購入の在り方、市民協働サポートセンターの内容、第2次総合計画後期基本計画策定事業及び公共施設など総合管理フォローアップ事業についての質疑がありました。

続いて、産業建設分科会関係では、通学路における交差点のガードパイプの設置状況、企業立地促進奨励金交付事業、企業用地造成事業特別会計繰出金、スマート農業技術導入支援事業、森林環境譲与税事業、多面的機能企業支払交付金についてなどの質疑がありました。

次に、委員間における意見交換を行い、水道事業及び下水道事業への一般会計からの基準外繰出金についての負担を軽減する意見書を提出することに決定しました。

以上が議案第25号についての審査経過の内容でございます。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第26号 令和2年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてでございます。

まず議案に対する質疑の内容は、診療所の状況及び看護師の確保についての質疑がありました。

次に、委員間における意見交換でございますが、報告すべき意見はありませんでした。

以上が議案第26号についての審査経過の内容でございます。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第27号 令和2年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

本案については、報告すべき質疑はありませんでした。また、委員間における意見交換での意見についても、報告すべきものはありませんでした。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第28号 令和2年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算についてでございます。

本案については、報告すべき質疑はありませんでした。また、委員間における意見交換での意見についても、報告すべきものはありませんでした。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第29号 令和2年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

本案については、報告すべき質疑はありませんでした。また、委員間における意見交換での意見についても、報告すべきものはありませんでした。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第30号 令和2年度本巢市水道事業会計予算についてでございます。

本案については、報告すべき質疑はありませんでした。また、委員間における意見交換での意見についても、報告すべきものはありませんでした。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第31号 令和2年度本巢市下水道事業会計予算についてでございます。

本案については、報告すべき質疑はありませんでした。また、委員間における意見交換での意見についても、報告すべきものはありませんでした。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

**○議長（鰐本規之君）**

暫時休憩をお願いいたします。

午前10時36分 休憩

---

午前10時38分 再開

**○議長（鰐本規之君）**

再開をいたします。

議案第25号 令和2年度本巢市一般会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 黒田議員。

**○9番（黒田芳弘君）**

予算決算委員会の中で、水道事業会計並びに下水道事業会計への繰出金の話がございまして、これが合併以来ずっと改善されずにずっと続いているということについては、やはり改善していくべきであろうという意見が出て、予算決算委員会としてそういった執行部に対する意見書みたい

なものを出したらどうかということで話があったと思うんですが、その点について委員長にお伺いをいたします。

○議長（鰐本規之君）

道下委員長。

○予算決算委員会委員長（道下和茂君）

ただいま、黒田議員から意見書の件について説明を求められました。これは、予算決算委員会の委員間における自由討議の中で、いろいろ基準外繰り出しが水道事業において非常に多いということで、議会からも何らかのアクションを起こすべきではないかというようなことで、一応意見書を出すということにいたしましたので、その文面については読み上げますので、よろしくお願ひいたします。

予算決算委員会における意見書について。令和2年3月24日火曜日に開催した予算決算委員会において、下記のとおり意見を取りまとめたので報告します。1つ目として、一般会計において水道事業会計及び下水道事業会計への多額の基準外繰出金が充てられ、大きな財政負担となっている。本来、企業会計は独立採算性が基本であることから、一般会計からの基準外繰出金について軽減を図られたい。以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

予算決算委員長は自席へお戻りください。御苦労さまでした。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 澤村議員。

○6番（澤村 均君）

一般会計で1点と、民生費のほうで1点討論に参加させていただきます。

まず1点目で、樽見鉄道の補助金についてですが、これは例年定額が支出されているわけですが、私が議員になった頃は樽見鉄道の社長が見えて説明をされて、債務内容とか決算書というんですか、そういうのを見せていただいて大体の内容を把握したつもりであります。年々乗車率が増えていって、補助金が減らしていけるという話ならいいんですが、何かこのうすずみ温泉と65歳の補助券ですか、ああいうもので一応努力をしているような形は見えますが、私も名古屋へ行くときとか、わざわざ樽見鉄道を利用するほうなんですけど、この利用を促すための市の運動というんですか、働きかけというんですか、そういうもので売上げをどんどん上げていけば、この助成金も減らせるんじゃないかと。毎年のように定額、このかなり高額ですよ、6,700万。これを支出するということは、この樽見鉄道自体が運営するに当たって努力する力になっているのかということを考え

ると、毎年当たり前のように助成、補助金が来るということは、もうこれは織り込んでおるわけですよ、予算に。これで自助努力を促すことができるのかということを見ると、我々が、一市民が頑張っただけで樽見鉄道に乗っても焼け石に水みたいなものなんで。確かに、大垣からモレラまでは土日だと満車状態で走っています。ここから先はということになると、市民が頑張っただけで乗らなきゃ、どうしても売上げには貢献できないわけです。そういう点で、市として高齢者に対する割引券ですか、そういうものも結構なんですけど、例えばうすずみであったりいろんなイベントのある、こういうときに、どうしても樽見鉄道に乗っていかなくちゃいけないような、そういうイベントをつくっていただければ、自然と利用率も上がると思うんです。そういうことを考えて、もう少し樽見鉄道自体が自助努力できる、その応援をするのであれば、ある程度市もそういうイベントに活用するというのも考えていただくということで、この補助金を年々減らしていけるような努力をしていただきたい、それが1点。

もう一点は、民生費ですが、敬老祝賀会の件についてです。これも市民の声を聞くというのは大事で、市民のためになるものなら、こういう支出は構わないと思うんですけど、本当に市民の方がこれを求めているのかということを見ると、もうちょっとこの金額、1,200万何がしですか、もうちょっと何か有効にほかに使えないのかというふうに、ちょっと考え直してはどうかということで、今回の予算については反対という立場で討論させていただきました。

#### ○議長（鰐本規之君）

ただいま、反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 黒田議員。

#### ○9番（黒田芳弘君）

ただいま議題となっております議案第25号について反対討論がございましたが、私は賛成の立場で討論に参加をいたします。

御指摘の反対討論の中では、樽見鉄道に対する補助金が年々、毎年同じような金額が支出されていることとありますが、樽見鉄道に至りましては、皆さん承知のとおり、高齢者や学生たちの足ということで大変合併以来大事にしてきたという中で、運営の問題は以前からもずっとあって、私も何回か質問をさせていただいておりますが、やはり樽見鉄道としてもイベント列車とか、そういったものを企画いたしまして努力はしておりますが、なかなか伸びないところでは現状ありますが、これにつきましては、今検討中でありまして新庁舎の建設等も併せて、職員の方、市民の方がよりもっと使いやすい、そういったことも十分検討されているというふうに思っております。これは、やはり北部の交通弱者の足としてしっかりと私たちは守っていくべきであろうというふうに思います。

それと、2つ目、敬老会の問題がありました。敬老会につきましては、この予算決算委員会でも話題とはなりませんが、今年のこの予算の計上につきましては、市長から正直に事細かに説明を

いただきまして、この予算計上に至った経緯等も説明いただきましたし、またその執行の在り方については十分検討して慎重に対応するというようなことははっきり言われております。そしてまた、この敬老祝賀会につきましては、私も前も質問させていただいたんですが、今、市を挙げてこの在り方については検討中ということでございますので、しっかりとその辺を私たちは見守るべきであろうというふうに思います。

私ども本巢市は、高速道路のインターチェンジの開通というものを間近に控えて、またこのインターチェンジの効果を最大限に発揮するべく、今一生懸命開通に向けての取組をやっているところでありまして、今年度に至りましても、過去最大となります175億という予算を充てて、しっかりとその準備に当たるという思いであります。

私どもは、肅々とこの予算を可決いたしまして、本巢市の将来に向けて、今年もしっかりとまちの発展に向けて頑張っていくという思いで私はおります。したがって、今予算については賛成いたします。議員各位におかれましては、よろしく御賢察の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、賛成討論といたします。

#### ○議長（鰐本規之君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに討論がないようでありますので、これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第25号 令和2年度本巢市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第26号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定しました。  
議案第27号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより議案第27号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定しました。  
議案第28号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより議案第28号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決することに決定しました。  
議案第29号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第30号 令和2年度本巢市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第31号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。



[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第22 報告第2号（上程・説明）**

**○議長（鰐本規之君）**

日程第22、報告第2号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、本日追加提案をさせていただきました報告第2号につきまして御説明を申し上げます。

専決処分報告についてということで、集水桝の接触事故に係る損害賠償でございます。令和2年2月4日に、本巣市小柿地内において発生した事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償金を決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げますのでよろしくお願いたします。

**○議長（鰐本規之君）**

補足説明を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

**○産業建設部長（原 誠君）**

それでは、報告第2号 専決処分の報告につきまして補足説明をいたします。

お手数でございますが、追加議案書の2ページ、専決処分書を御覧いただきたいと思っております。

相手方につきましては、瑞穂市本田845番地13、竹内政人氏でございます。

事故の概要といたしましては、令和2年2月4日午後6時頃、本巣市小柿地内の市道真正3304号線を東進し、小柿260号橋を渡ろうとしたところ、道路と橋及び集水ますのすりつけ部が急勾配であったことから、集水ますと車の底部が接触し、相手方の普通自動車のアンダーカバー及びオイルパンを損傷したものでございます。

和解の内容といたしましては、損害賠償金1万6,000円を支払い、市及び相手方は本件事故に関しその他の債権債務がないことを相互に確認しております。

以上でございます。

---

**日程第23 議案第32号（上程・説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（鰐本規之君）**

日程第23、議案第32号 本巣市副市長の選任についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

## ○市長（藤原 勉君）

それでは、この件につきましても、本日追加提案をさせていただき議案につきまして、御説明申し上げたいと思います。

議案第32号 本巢市副市長の選任についてでございます。

令和2年3月31日をもって辞職し、岐阜県職員に復帰する早川謙氏の後任といたしまして、大野一彦氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

大野一彦氏は、昭和33年生まれの62歳で、本巢市仏生寺在住でございます。主な経歴といたしましては、昭和55年に名城大学を卒業後、同年4月に糸貫町役場に奉職し、総務課、建設課、産業課、企画課などに従事し、合併後は財政課課長補佐、企画財政課総括課長補佐、秘書広報課長などを経て、現在は企画部長を務めております。

大野一彦氏は、これまでの経験を生かして、私が取り組んでおります「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」の実現のための推進役及び取りまとめ役として、期待に応えてくれるものと思っております。

よろしく御審議いただきまして、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

## ○議長（鰐本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第32号については原案のとおり同意することに決定しました。

---

日程第24 議案第33号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第24、議案第33号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

この件につきましても、本日追加提案をさせていただきました副市長人事に関連した議案でございます。

議案第33号 本巣市固定資産評価員の選任についてでございます。

令和2年3月31日をもって辞任いたします早川謙氏の後任といたしまして、大野一彦氏を選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

よろしく御審議いただきまして、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

日程第25 議案第34号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第25、議案第34号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

この議案につきましても、本日追加提案をさせていただきました議案でございます、議案第34号 指定管理者の指定についてでございます。

令和2年3月31日をもって現在の指定管理者の管理期間が終了することにより、協業による林業生産の合理化、生産性の向上を図り、協業活動体制の強化及び円滑な推進に資するため、指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、後ほど林政部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（鰐本規之君）**

補足説明を古沢林政部長に求めます。

古沢林政部長。

**○林政部長（古沢弘康君）**

議案第34号 指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。

追加議案書の5ページをお願いいたします。

本施設、本巢市根尾林業センターは、昭和57年度に第2次林業構造改善事業の補助金を受けて整備を行ったもので、1階にはもとす郡森林組合の事務所が専有分としてあるもとす郡森林組合との併用施設でございます。当初から、施設の管理運営を現在のもとす郡森林組合に委託し、本巢市になってからは、指定管理者制度により平成16年2月1日から5年または3年の期間で、これまでに通算16年間をもとす郡森林組合が指定管理を行っております。

今年度末をもって指定管理期間が終了することから、令和2年3月11日付で、もとす郡森林組合から本巢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理者の指定を受けたい旨の申請書が提出されているところでございます。

本施設の設置につきましては、本巢市根尾林業センター条例第1条で、協業による林業生産の合理化、生産性の向上を図り、協業活動体制の強化及び円滑の推進に資することを目的とし、労務班及び森林組合員の実技訓練並びに相互研さんを行うためと定められております。もとす郡森林組合が、本施設の設置目的を効果的かつ効率的に遂行できる団体であり、これまでの管理実績も踏まえ、施設の安定した管理運営が期待されることから、指定方法を非公募とし、当組合を指定管理者に指定するものでございます。

また、指定管理期間につきましては、本巢市指定管理者制度ガイドラインにおいて、原則として指定期間が3年となっておりますが、特殊性や継続性が重視されると判断できる場合は5年を限度に期間を延長することができるものであり、さらに将来的にも継続して指定することが確実に見込まれるため、指定期間を5年とするものでございます。

なお、光熱費や軽微な修繕費用等は、もとす郡森林組合が負担し、指定管理料は無償となっております。

以上で補足説明は終わりたいと思います。

**○議長（鰐本規之君）**

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 黒田議員。

**○9番（黒田芳弘君）**

この議案につきましては、説明があったとおり本巢市が所有する本巢市根尾林業センターの施設を、もとす郡森林組合に指定管理をするというものでございますが、今の説明にあったように、この建物につきましては昭和57年の築ということでございまして、38年経過しております。私もちょくちょくここへ伺うんですが、かなり老朽化が進んでおりまして、聞くところによりますと雨漏りなんかも相当ひどいというようなことを聞いておるところでございます。今説明にあったとおり、こういった市が所有する建物で指定管理をする場合は、原則として3年ということで今説明がありましたが、私が疑問に思うのは、果たしてこの老朽化した施設に、5年間という今回指定管理をして、その間のあと5年間の建物の維持管理について少し疑問に思うわけでありまして、思うのは、例えばこの5年間、取りあえず今回指定をしてその間にそういった建物の老朽化の問題がさらに進んだ場合には、5年間指定管理者として今回契約をしても、どこかへ移したりすることができるのかというふうに思うわけでございますが、市の建物となりますと、根尾の庁舎は今、空き部屋がたくさんあって、そういったところへの移設も視野に入れて、こういったことを、指定管理を考えていくべきではないかと。これいずれは、もうこの建物はもちませんので、応急応急でやっておるみたいであります。今は敷地内でのそういった研修とか業務もないみたいでございますので、何らそういった根尾の分庁舎に移しても相当事業をやる場合に事務所を移しても、何ら私は影響はないと思うんですが、その辺については検討されたのかどうかお伺いしたいと思います。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を、担当部長に求めます。

古沢林政部長。

**○林政部長（古沢弘康君）**

施設につきましては、先ほど言いましたように、昭和57年度に第2次林業構造改善事業の補助金を入れて建設を行っております。それで、現在のところ38年を経過してございます。それで、補助事業を受けますと耐用年数というのが決まっております。そちらにつきましては、財務省の耐用年数表というのがございます。そちらでは、鉄筋コンクリート造りの事務所に用いるものにつきましては、耐用年数が50年となっております。それで、現在のところ維持管理につきましては、60万円以上のものにつきましては、市のほうで修繕でやっております。軽微なもの、それ未満のものにつきましては、森林組合のほうで対応している状況でございます。

それで、今後につきましては、当面につきましては、施設が修繕を要するところにつきましてはそういった方針で取り組んでまいりますし、しかしながら耐用年数も迫ってきておりますので、今後の施設の在り方につきましても、今後も検討していきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（鐔本規之君）

9番 黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

ただいまの説明をお聞きますと、補助事業で建てた建物でありますので、その耐用年数は50年と定められておって、50年間は使わんなんらというふうなふうに理解をするわけでございますが、実際のところ、もう先ほど説明をしたように、補修が必要なわけでありませぬ。今回も60万以下で補修はしたので森林組合のほうがやったということではあります。果たしてこれ5年間あと同様の修繕が必要になってくる場合、大変その負担的にも重い負担が強いられてというふうには、要は本来の事業以外のそういった負担が強いられてきて、決して楽ではないその組合の運営が、支障を来すのではないかとこのように思うわけではあります。確認をしたいと思っておりますが、50年間はこの施設は使い続けられないと。だから、ほかへのあれはできないというふうには理解してよろしいですか。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、担当部長に求めます。

古沢林政部長。

○林政部長（古沢弘康君）

補助事業の要件として、先ほどの耐用年数がございませぬ。ただし、今後の費用負担もございませぬので、そのあたりも比較しながら、今後の施設の在り方につきましては、また今後検討してまいりたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（鐔本規之君）

9番 黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

今御答弁いただきましたが、かなりここ、建物の老朽化が本当に進んでいるところではありますので、せっかく近隣にそういったしっかりとした安全な建物があるわけではありますので、そちらへの使用を、有効活用ということで図っていただいて、やっぱり森林組合の職員の皆様方にも安全な施設で働いていただきたいというふうには思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鐔本規之君）

要望でよろしいですか。

○9番（黒田芳弘君）

はい。

○議長（鐔本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第34号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 閉会の宣告

### ○議長（鏑本規之君）

以上で本会議に提出されました案件は全て終了いたしました。

御苦労さまでございます。本来ですと、この後いろんなまた行事があるわけでありますけれども、今期を持ちまして退職する職員と、また長年にわたって務めてくれた人もおられます。また、県のほうに帰られる職員の方もおられます。

早川副市長、古沢林政部長におかれましては、2年間ということでもございましたけれども、本巢市のために汗を流していただきまして、ありがとうございます。また、県に戻りましたら、また本巢市のことを忘れることなく、本巢市のために汗をかいてくれることをお願いして、議長としてお願いをしておきます。頑張ってください。

また、市職員として長年にわたり務めていただきました畑中総務部長、また加藤会計管理者、また議会事務局長として務めていただきました鷺見局長さんたちにおかれましては、本当に長い間御苦労さまでございました。市民の公僕として三十数年にわたり勤めていただきましたこと、また市民を代表しまして厚く御礼を申し上げます。また、これからも本巢市のために一汗も二汗もかいていただくことをお願いをして、議長として、また市民の声としてお伝えをしておきます。

これをもちまして、令和2年第1回本巢市議会定例会を閉会いたします。19日間にわたりまして大変御苦労さまでございました。

午前11時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

副 議 長 瀬 川 治 男

署 名 議 員 若 原 敏 郎

署 名 議 員 上 谷 政 明

署 名 議 員 大 西 徳 三 郎